

Title	ジャーナリズムと歴史認識
Sub Title	Journalism and the perception of history
Author	大石, 裕(Oishi, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.2 (2016. 2) ,p.63- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関根政美教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160228-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジャーナリズムと歴史認識

大石裕

- 1 はじめに——公共圏としてのメディア
- 2 『敗戦後論』はどのように論じられたか
- 3 『永続敗戦論——戦後日本の核心』はどのように論じられたか
- 4 考察

1 はじめに——公共圏としてのメディア

民主主義社会においては、メディアは次のように位置づけられるのが一般的である。それは、自由なコミュニケーション行為が遂行される公的な空間であり、その空間に参入する機会が社会の構成員すべてに開かれるべきというものである。一定規模を有する国民国家（あるいは社会）においては、政治エリートと一般市民が直接に交流する機会は少なく、それゆえに自由なメディア空間の存在と、その中で形成される世論（あるいは民意、国民感情）の政治的機能の重要性に対する認識が広く共有されてきたからである。

世論の形成と展開の重要な担い手が、ジャーナリズムであることは論をまたない。したがって、ジャーナリズムの自由は最大限に保証されるべきということになる。ただし同時に、ジャーナリズムの有する責任の大きさと、それゆえに備えるべき倫理の高さについては繰り返し論じられ、実際そうした視点から主にジャーナリズム批判は成立してきた。

この種の論議が行われる際に、これまで頻繁に参照されてきたのが公共圏（あるいは公共性、公的領域）の概念である。ちなみに、公共圏の問題に関していち早く取り組んだハンナ・アレントは、「公」、「公的」、あるいは「公共」、すなわちパブリック (public) には、以下の二つの現象が意味されていることを指摘した。

「第一にそれは、公に現われるものはすべて、万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示されるということの意味する。私たちにとっては、現われ (appearance) がリアリティを形成する。……リアリティにたいする私たちの感覚は、完全に現われに依存しており、したがって、公的領域 (public realm) の存在に依存している。」(アレント一九五八―一九九四、七五―七七)

「第二に、『公的』という用語は、世界そのものを意味している。世界とは私たちすべての者に共通するものであり、私たちが私的に所有する場所とは異なるからである。……共通世界の条件のもとで、リアリティを保証するのは、……立場の相違やそれに伴う多様な視点の相違にもかかわらず、すべての人が同一の対象にかかわっているという事実である。」(同、七八、八六。註一部修正)

このようにアレントは、公的、そして公的領域の概念に関して、リアリティ (現実) と関連させながらその意味づけを行った。繰り返し返すと、現実に対する私たちの感覚は公的 (＝公共) 領域に依存しており、すべての、そして多種多様な人間が同一の事象に関わるることによって現実が構成され、その存在が保証されるというわけであ

る。ただしここで留意すべきは、「公共圏の実体は単一ではなく、同じ広がりにもかかわらず、同じ広がりの中での競争性と、ローカルな公共圏（地方的公共圏ではなく、現場公共圏）から世界公共圏までの重層性をもつ」（花田 一九九六、七七、傍点原文）点である。とりあえず、ここでは公共圏が重層的な構造を有するという点だけを確認しておく。

そして、アレントの本来の関心とは異なるかもしれないが、社会において最も広く公示される「現われの空間」を提供する可能性、そしてすべての人が同一の事象にかかわる可能性を提供するもの、それをメディア、なかでもマス・メディアと見なすことは可能であろう。先に見たように、公共圏が重層的な構造をもつことから、マス・メディアは国家レベルにおいて情報の共有という役割を果たし、グローバル・メディアとローカル・メディアも各々の領域、すなわち公共圏においてそうした役割を担うと見なすことが可能である。現代社会では、これらの機能をあわせもつインターネットもその役割を果たしうるのは当然である。

公共圏の主要な論者の一人であるユルゲン・ハーバーマスは、アレントの見解を一部参照しながら、公共圏（あるいは公共性、公的領域）の概念について考察を加えるとともに、公共圏の変容について歴史的な観点から検討を行ったことで知られている。ハーバーマスは、以下に見るように、近代化および資本主義の発達に伴う国家と社会の相互浸透により、公共圏あるいは公共性が変質、さらには衰退してきたと論じたのである。

「公的領域と私的領域との統合同化に対応して、かつて国家と社会を媒介していた公共性は解体した。この媒介機能は公衆の手を離れ、たとえば団体のように私生活圏の中から形成され、あるいは政党のように公共性の中から形成されてきて、今や国家装置との協働の中で内部的に権力行使と権力均衡を運営する諸機関の手中に渡ってゆく。そのさいこれらの機関は、これまた自立化したマス・メディアを駆使して、従属化された公衆の同意を、あるいは少なくとも黙認を取りつけようとする。公共性（広報活動）はいわば、特定の立場に『信用』の体裁を調達するために、上から展開さ

れる。……批判的公開性は操作的公開性によって駆逐されるのである。」(ハーバーマス一九九〇—一九九四、二三三—二三四、傍点引用者)

この指摘によるならば、マス・メディアを中心とするジャーナリズムは、種々の国家機構の世論操作の手段としての性格をしいに強めてきたことになる。公共性・公共圏に関するこうした見方は、多くの研究者の間で受容され、それがジャーナリズム研究、あるいはジャーナリズム批判の有力な論点や根拠となっている。なお、公共性・公共圏が成立する条件については、ハーバーマス、あるいはアレントの公共圏論、それをめぐる論議を参照しながら、以下のように要約されたことがある。

それは第一に、だれでもアクセスしうる空間であること、第二に人々の抱く価値が異質のものであるということ、第三に何らかのアイデンティティが制覇する空間ではなく、差異を条件とする言説の空間であること、第四に人々は複数の集団や組織に多元的にかかわるということである(斎藤二〇〇〇、五一—五二)。

この見解は公共圏について論じる場合、いくつかの有用な示唆を与えてくれる。なかでも「人々の抱く価値が異質のものである」、あるいは「差異を条件とする言説の空間である」という条件は留意されるべきであろう。というのも、確かに問題解決に向けて政治エリートは様々な政治的決定を行う必要があるにせよ、民主主義社会においては、それに至る過程で多様な価値やアイデンティティに基づく意見表明が行われることが不可欠だからである。その際に、多種多様なメディアがきわめて重要な役割を担っているのは言うまでもない。⁽¹⁾

ただし、ここで特に問われるのは、種々のメディア機能の中心に位置し、世論形成においてきわめて大きな役割を果たしてきたと評価できるジャーナリズムの存在である。社会的出来事に関する報道、解説、論評(あるいは主張)という社会的機能を担ってきたのが、ジャーナリズムである。公共圏の構築や活性化に対してジャーナ

リズムがどのように貢献するかという問題については、規範的な観点から以下のように要約されている (McQuail 2013, 42)。

- ① 公的な議論が行われる空間の維持と管理。
- ② 様々な意見やアイデアの社会的な流通。
- ③ 一般市民の自由と多様性の拡大。
- ④ 一般市民と統治機構との関係の構築。
- ⑤ 市民社会の組織 (NGO) に対して発言を行えるような機会の提供。

公共圏に関するこれまで言及してきたいくつかの見解を踏まえるならば、異質の価値をどの程度反映し、また実際に差異を条件とする言説空間の構成、すなわち公共圏の形成、あるいは再生産にジャーナリズムはどのように寄与してきたのかという問いが、まずは投げかけられることになる。

次いで、先に若干触れたように、インターネットの普及に伴うソーシャル・メディアの利用の日常化、およびその機能面での飛躍的な増大という状況の中で、公共圏そしてジャーナリズムが、どのように変容を促されてきたかという問題が設定されることになる。この問題を考えるうえで参照すべきは、公共圏とジャーナリズムを直接に結びつけた次の指摘であろう。それは、「たとえ『情報化』によってマスメディア・システムの拡充があっても、ジャーナリズム活動のポテンシャルが退行すれば、公共圏は収縮する」(花田 一九九六、七九) というものである。

公共圏、およびジャーナリズムに関するこうした問題関心を念頭におきつつ、以下ではジャーナリズムと歴史認識という問題を設定する。すなわち、戦後日本社会におけるジャーナリズムを中心に構成されてきた公共圏において、歴史認識の問題がどのように論じられてきたかについて考察を行いたいのである。ただし、この問題の

大きさと奥行きを鑑みて、近年、歴史認識という問題に関して刺激的な問題提起を行い、多大な影響を及ぼしたと判断される二冊の本、加藤典洋『敗戦後論』（講談社、一九九七年、ちくま文庫、二〇一一年）と白井聡『永続敗戦論——戦後日本の核心——』（太田出版、二〇一三年）を取り上げ、それに関するメディアの論評について考察を加え、公共圏の形成者、あるいは公共圏としてのジャーナリズムという問題について論じることになりたい。

ただしその際、全国紙を主たる対象として検討を進めることにしたい。というのも、情報化の進展に伴って放送メディアやソーシャル・メディアが急速に普及してきたが、それにもかかわらず社会的出来事の解説、論評（あるいは主張）の領域においては、日本社会では新聞は依然として中核的な役割を果たしていると見なしているからである。

2 『敗戦後論』はどのように論じられたか

一九九五年八月一日、日本政府は「戦後五十年に当たっての首相談話」を閣議決定した。そして、村山富市首相は記者会見でその談話（以下、「村山談話」）を発表した。それに先立つ一九九四年八月、村山首相は東南アジア各国を歴訪し、各国首脳と対話を重ねる中で歴史認識を明確に示した。『朝日新聞』の以下の記事はその模様を伝えている。

「シンガポール訪問にさいし、村山首相は日本の首相として初めて、日本占領期殉難人民記念碑に献花した。記者会

見でも、戦後五十年を迎えるにあたり、『過去の歴史』を見つめ直したいとし、『戦争の反省を踏まえ、責任とおわびの意味で、国民全体が絶対に軍事大国にならないという気持ちを持つ必要がある』と語った。(一九九四年八月三一日)

こうした姿勢は「村山談話」でも踏襲された。『朝日新聞』は当日の紙面で「侵略、心からおわび」村山首相談話、閣議で決定 戦後50年」と題して次のように報じ、また解説を行った。

「首相談話は……戦後五十年の節目に政権としての基本的な姿勢を内外に明示することで、アジア諸国の理解を得るとともに、信頼関係を深めたいとの思いが込められている。談話では、終戦までの一連の戦争が『必ずしも侵略とは言えない』との主張が政界をはじめ日本国内に根強くあることに関連して、「深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、平和の理念と民主主義とを押し広げて行かなくてはならない」と強調している。」(一九九五年八月一日、夕刊)

他方、『読売新聞』は「提言報道」の一環として、一九九四年一月三日に「憲法改正試案」(第一回)をすでに発表し、多くの論議を引き起こしていた。⁽²⁾「村山談話」に関しては、「村山首相談話 戦後の「けじめ」訴え行動の裏付け必要」と題した署名記事で以下のような解説を行った。

「特にポイントとなる表現は、(1)先の大戦は「(二期期の)国策の誤り」による戦争であった(2)その戦争は『植民地支配と侵略』であった(3)侵略によるアジアを始め諸国民の苦しみ悲しみに『痛切な反省と心からのおわび』をする——の三点。……ただ、多くの日本国民は、政府が今までこうした言葉を明確に表明してこなかったことに意外

な感じさせ持とう。実は、この背景には、例えば、政府あるいは軍部による当時の『国策の誤り』、つまり拡大政策自体の誤りを明確に認めた場合、『実際には平和主義者であったが形式的には統帥権を握っていた天皇の責任問題が蒸し返される恐れがあった』（加藤紘一自民党政調会長）ためであり、さらに、『過った侵略と断定的に政府が認めれば、戦争の犠牲となった多くの人々が犬死にでもあったかのように受け取られかねない』（政府筋）との心配が政府内外に強くあったためだ。（一九九五年八月十五日、夕刊）

一九九五年という歴史の節目は、歴史認識の問題の重要性を改めて日本社会に認識させた一年であった。そして、歴史認識に関して実に多くの議論を呼んだ加藤典洋の「敗戦後論」が『群像』に掲載されたのは一九九五年一月号であった（その後、他の論文とあわせて『敗戦後論』講談社として出版）。

加藤典洋は、この論文の冒頭で「負けいくさが、それ以前とは違う時間を負けた国にもたらすのは、それを引きつけてその国が、いわばぎくしゃくした、ねじれた生き方を強いられるからである」（加藤一九九七、九、傍点引用者）と述べる。そして、「日本の戦後という時間が、なぜいまなお持続しているのか」という問いを立てる。その回答として、まず「（戦後とは）すべてのものがあべこべになった、『さかさま』の世界である。そして、それが誰の眼にも『さかさま』には見えなくなった頃から、わたくし達はそれを『戦後』と呼びはじめている」（同、一〇、カッコ内引用者）という見解を示した。加えて、第二次世界大戦が日本にとって「義」のない戦争であったという評価を受け入れざるをえなかったことで、日本においては国と国民のために死んだ兵士たちの『死』が無意味になってしまったという答えを用意し、そのことが他国に対して行った侵略行為の責任をとらず、謝罪も行っていないという事態を導いた重要な原因であると考えた（同）。

その上で、「戦後」というこの時代の特質は、そこで日本という社会がいわば人格的に二つに分裂していること、そして「改憲派と護憲派、保守と革新」という対立をささえているのは、……それぞれ人格の片われの表現態には

かならない」(同、四六―四七)という独自の見方を提示する。すなわち、「内向きの自己」改憲派・保守」と「外向きの自己」護憲派・革新」という、一見対立しているように見えながらも、実は「半世紀来の半身同士の対立」と見なすのである(同、五〇)。こうした診断から、加藤は以下のような見解を提示することになった。

「この打ち捨てられた侵略者である死者を、引きとり、その死者とともに侵略者の烙印を国際社会の中で受けることが、じつは、一個の人格として、国際社会で侵略戦争の担い手たる責任を引きうけることの第一歩(になる)。」(同、五五、カッコ内引用者)

加藤の主張には、それに加えて「わたくし達はいまからでも遅くはないから、やはり現行憲法を一度国民投票的手段で『選び直す』必要がある」(同七三)という主張が盛り込まれていたこともあり、研究者の間のみならず、新聞をはじめ様々なメディアにおいても歴史認識を考えるうえで、きわめて刺激的な論考という評価を受けてきた。⁽³⁾

加藤の言う「半身」の片方、すなわち護憲派を代表する『朝日新聞』は、この論文が単行本に収録される前の段階で、「歴史主体論争」戦後日本の再構想に一石(探究・記者の目・西島建男)と題したコラムを掲載している。そこでは「敗戦後論」を契機に生じた論争(その相手は高橋哲哉など)について検討が行われている(一九九七年五月一七日)。そして、「統一された集団主体の構築へ、という加藤の展望は、自己肯定による自国中心史観に通じている、という批判を浴びやすいように思える」と述べる一方、「隣人たちの間で『公共性』が作れなくなっている日本社会の精神の危機の克服が、加藤の意図であるようだ」という所感も述べられている。実際、この問題と関連して加藤は「死者との関係を公共的にすること、死者との共同性からの自立が、あの分裂の克服、

歴史を引き受ける主体の形成のカギなのだ」(加藤一九九七、二四八)と主張している。⁽⁴⁾

池澤夏樹は、『終戦』と同時に日本人が一種の思想的な徳政令を自分たちに対して発布し、戦争中の歴史との断絶を宣言した」ことを問題視し、『敗戦後論』が「戦後史を根源にさかのぼって論理的に分析する姿勢」をとっていることに高い評価を与えた(文芸時評「歴史と『語り口』——『敗戦』後を洗い出す視点」朝日新聞、一九九七年八月二六日、夕刊)。池澤は、一九五四年八月一日という「終戦Ⅱ敗戦」を境にして、日本社会が「戦前」対「戦後」という図式を積極的に採用することで戦争責任の問題を曖昧にしてきたことを批判し、それとの対比から加藤の主張に共感を示したと言える。赤坂憲雄はまた、『朝日新聞』の書評でこの本を取り上げ、以下に見るように加藤の主張を高く評価する。

「悪い戦争にかりだされて死んだ死者たちを、無意味なままに深く哀悼しながら、二千万のアジアの死者たちの前に立つことは可能か。このとき、国民や国家をめぐる問いが浮上する。問うことの抑圧こそが『ねじれ』の元凶だ。隠れナショナリストという批判は無効である。戦争を知らない世代が、個としては責任を取りたいにもかかわらず、敗戦と戦後を問い、それを世界につながる問題として開こうとするときの、困難ではあるが、ひとつの道筋が示された。」(一九九七年九月二一日)

『毎日新聞』も八月一五日に向けての特集『敗戦後論』の加藤典洋氏に聞く」というインタビュー記事を掲載した。その中で、「日本が朝鮮、中国に悪いことをした、ということの上こそ、肯定的な日本の社会像が初めて模索される。それ以外にない、という覚悟をもつべきだ」という加藤の見解を導き出している(一九九七年八月一三日、夕刊)。ここでは、日本が「侵略戦争」を行ったという事実をまずは認め、その上でナショナルな日本という像が共有されるという主張が改めて提示されている。

他方、改憲を主張してきた『読売新聞』も、『敗戦後論』を書評で取り上げた。評者の松原隆一郎は、「『三百万の死者は汚れているが、深く弔う』ことから始めようという加藤氏の呼びかけは、希有なものだ」と一定の評価をしながらも、「ただし、文学と現象学のみが自己を分裂から救うという加藤氏の結論には、『戦争の義』といった概念を構成する国際法など社会科学の援助も必要だろう、と留保しておきたい」（『読売新聞』一九九七年九月七日）と述べている。

『読売新聞』は、その後も加藤の主張に関心を示し、「国の自画像」という連載記事でも何度か言及している。以下の記事はその一例である。

「『左派』からは、こうした論は過去のナショナリズムに回収されてしまふ、といった批判が寄せられた。デリケートなテーマだけに異論・反論があつて当然だ。……それにしても、旧護憲・旧改憲派的な心情に分裂した、日本の『人格』は再統合できるのか。難しい課題だ。まずは分裂の原点——加藤さん流に言えば、敗戦による『ねじれ』を見きわめることから、始めるしかないのかもしれない。」（小林敬和 一九九七年一月一九日、夕刊、連載第三回）

「日本の人格は再統合できるのか」という言葉に象徴されるように、この記者は加藤の主張をそのまま受け容れているわけではない。ただし、この特集記事では『敗戦後論』が韓国で翻訳・出版されることを受けて、韓国内での反響を考慮した李順愛の次のような発言も掲載している。

「韓国人が最も問題にしているのは、日本の侵略を肯定するかののような閣僚の発言が後を絶たないこと。その問題、

つまり戦後日本の謝罪の論理が脆弱だという点を突いている加藤氏の論は、真剣な問題提起として韓国でも受けとめられるでしょう。……『敗戦後論』の出現によって、韓国人と日本人は初めて同じ地平で議論できるようになったのではないのでしょうか。」(天日隆彦 一九九七年一月二七日、夕刊、連載第七回)

このように『敗戦後論』は、戦後日本社会の歴史認識問題に大きな一石を投じたと評価された。その理由の一つとして、先にも触れたように、「一九九五年＝戦後五〇年」という年に加藤の論文が発表されたことがあげられるだろう。それに加えて、「新しい教科書をつくる会」が一九九六年に発足し、加藤の言う「内向きの自己」改憲派・保守」、そして前掲の「村山談話」に象徴される歴史認識を「自虐史観」あるいは「日本断罪史観」と論難することで、この問題に対する注目度が一段と高まっていたことも指摘できよう(例えば、藤岡一九九六⁵⁾)。

その一方で、『敗戦後論』の問題提起に関しては、加藤の言う「外向きの自己」護憲派・革新」の立場に立つ論者から、きわめて厳しい批判が加えられてきたのは注目に値する。「自国の死者への閉じられた哀悼共同体、自国の兵士の死者への感謝の共同体としての日本の『国民主体』を作り出し、結局は日本の戦争責任をあいまいにすることにつながる」(高橋一九九九、一五二)という批判がその典型的な例である。

この批判と強く関連するのが、石田雄の戦争責任に関する見解である。石田はまず、「政策主体としての国家の構成員としての責任」と「共同体としての『国民』が責任を負うべきという考え方」を明確に区分することを主張した(石田二〇〇〇、二八)。その上で、『敗戦後論』のを次のように批判した。

「(加藤の論に従うならば) 意思主体は個人であることをやめて、擬人化された『集団的自我としての共同体という筐

名の存在に埋没させられる……。『一人格としてのわたし達』という全体の統一された意思を決めるのは誰で、それに反対する少数意見はそう扱われるのか。……これは謝罪の主体形成に名をかりた新たな排他的共同体意識の形成ではないかと疑わしくなる。』(同、二八―二九、カッコ内引用者)

日本以外のアジアの犠牲者を弔うために、日本の戦没者を弔う「哀悼共同体」を立ち上げるといふ作業は、結局は「国民主体」あるいは「国民共同体」という枠の優位性を、あるいは支配的側面を際立たせてしまうというのがこうした批判の要点である。こうした批判に対しては、加藤は次のような回答を用意する。

「旧改憲派は靖国の死者と……共同的なのである。旧護憲派はアジアの他国の二千万の死者と……共同的なのである。死者との関係を公共的にすること、死者との共同性からの自立が、あの分裂の克服、歴史を引き受ける主体の形成のカギなのだ。」(加藤一九九七、二四八)

日本国民と死者(戦没者)との関係について、加藤は「共同性」から脱し、「公共性」の次元に移し替えることという主張を展開する。この見解は、前掲の『朝日新聞』の書評の中でも「同じであることに抱かれた共同性を壊しつつ、あくまで互いに異なる私性に拠ることで、公共性へと道を開く」というように比較的好意的に受け容れられている。

以上述べてきたように、加藤の『敗戦後論』は戦後日本社会の歴史認識の問題に対してきわめて大きな影響を及ぼした。そのことは、歴史認識に関する見解や主張を超えて、実に様々な論議を生み出したことから容易に了解されるのである。

3 『永続敗戦論——戦後日本の核心』はどのように論じられたか

『永続敗戦論』の著者、白井聡は「敗戦後」など実際は存在しない(白井二〇一三、四七)という衝撃的な一文を掲げ、その理由について次のように述べる。

「敗戦を否認しているがゆえに、際限のない対米従属を続けなければならず、深い対米従属を続けている限り、敗戦を否認し続けることができる。かかる状況を私は『永続敗戦』と呼ぶ。」⁽⁶⁾(同、四八)

「永続敗戦」というのは、戦後日本社会が「敗戦」のみならず、「現状」を「否認」し続けてきた状況を指し示す言葉、あるいは概念なのである。なお、この言葉が案出されたのは、「三・一一東日本大震災」によって生じた福島第一原発事故をめぐって「日本という国の社会は、その『本当の』構造を露呈させた」(同、六)点に求められている。それは以下の文章に要約されている。

「あの地震・津波と事故は、『バンドラの箱』を開けてしまった。『戦後』という箱を。それは直接的には、『平和と繁栄』の時代が完全に終わったことを意味し、その逆の『戦争と衰退』の時代の幕開けを意味せざるを得ないだろう。それは同時に、これまでの『戦後』を総括する基本的な物語(＝『平和と繁栄』)に対する根源的な見直しを迫るものとなる。」(同、一一)。

白井はこの本を出版する前に、原発事故に関して『産経新聞』のインタビューに答え、「私は今回の事故の本

質を『官僚災』と呼びたい」と述べ、「政府や東京電力の関係者にとっては、危機を打開するよりも、『できない理由』を探し出すの方がずっと重要だったようだ」と痛烈に批判している（終息見えぬ原発事故「二〇一一年四月十五日」）。

『永続敗戦論』で注目を集めた白井は、その後、選挙などの国内政治の動向と関連させながらコメントを求められる機会が増えていく。二〇一三年の参議院選挙の報道で、『朝日新聞』は「『新しい国へ』『グレートリセット』と語気を強める政治家が拍手を浴びる、戦後六八年目の夏。私たちは『何か』を、なかったことにしたがつているようだ——いったい、何を？　そして、なぜ？」という問題設定を行い、その上で白井に対して「歴史認識をめぐって、みんなが言いたいことを言うようになっていきます。『タガが外れた』感があります。これまで何が、日本社会のタガとなっていたのでしょうか」（高橋純子）という問いを投げかけた。これは選挙における重要な争点の一つとして、安倍政権・自民党の歴史認識が据えられるべきという観点から行われた質問だと言える。これに対し、白井は次のように回答している。

「それは、戦後日本を象徴する物語たる『平和と繁栄』です。『中国や韓国にいつまで謝り続けなきゃならないのか』という不満に対して、『これは遺産相続なんだ』という説明がされてきました。遺産には資産と負債がある。戦争に直接責任がない世代も戦後の平和と繁栄を享受しているんだから、負の遺産も引き受けなさいと。しかしいま、繁栄は刻一刻と失われ、早晩、遺産は借金だけになるだろう。だったら相続放棄だ、という声が高まっています。」（二〇一三年七月三日）

『朝日新聞』の社説は、この選挙戦の中で歴史認識の問題が十分論じられていない点に関して、「領土や歴史問題で北東アジアがぎすぎすした空気に覆われて久しい。なのに各党は外交をほとんど正面から論じない。日本の

安保・経済の針路を描くうえで、とりわけ近隣外交をめぐる戦略は避けて通れない問題であるはずだ。この論議の低調ぶりはどうしたことか(二〇一三年七月一三日)と厳しく批判した。前掲の白井に対するインタビュも、『朝日新聞』のこうした主張の枠組みの中で行われたと言えよう。

二〇一四年二月に実施された東京都知事選挙の際にも、白井は発言を求められている。というのも、この選挙では原発再稼働、あるいは「脱原発」が主要な争点の一つとして取り上げられていたからである。『毎日新聞』は、都知事選の「特集ワイド・東京、そして(中)」において、この記事を担当した江畑佳明は白井の次のような発言を引き出している。

「戦中戦後の政府と原発事故収束に手をこまねく現代の政府は、『敗戦』や『原発事故』という重大な現実を全力でごまかし、否認する点で全く同じだった。……東京五輪招致は『現実の否認』の象徴です。昨年九月、国際オリンピック委員会(IOC)総会で、安倍晋三首相は『汚染水の影響は福島第一原発の港湾内で完全にブロックされている』『状況はコントロールされている』と堂々と宣言した。しかし汚染水の流出は止まっておらず、制御されているとは言い難い。」(二〇一四年二月四日、夕刊)

白井の主張を紹介した後、江畑は「この人の怒りは、未来への責任感からきている。取材後、『大ばか野郎だ』の一言が、頭の中で何度も響いていた」という一文でこの記事を終えている。このように白井の言葉を借りつつ、安倍政権の原発政策に対して厳しい批判を浴びせたのである。

『毎日新聞』はまた、二〇一四年になって安倍政権が集団的自衛権に関する問題提起をしたにもかかわらず、社会の関心が高まらないという事態を踏まえ、「特集ワイド・集団的自衛権、どこか人ごと? なぜ議論が盛り上がらないのか」という記事を掲載した。その中で白井の見解を求め、次の回答を得ている。

「日本は……『平和憲法と非核三原則を掲げた唯一の被爆国』という建前を守る一方、米軍による核兵器持ち込みは見逃した。自衛隊創設からイラクへの派兵まで、憲法解釈の変更によるつじつま合わせの繰り返しを受け入れた。だから今、解釈『改憲』は立憲主義に反する、という批判はどこかむなしく響く。こんな光景は実は見慣れたもの。解釈変更によるつじつま合わせは、戦後の保守政治の王道だったからです。」(二〇一四年六月二五日、夕刊)

白井の主張は、これらの発言に集約されうると思われるが、その一方でジャーナリズム論の観点からすると、「永統敗戦」という状況を継続させてきた主要因の一つにメディアをあげていることは注目に値する。白井は、「……マスコミ各社・関係者には組織としても個人としてもさまざま姿勢・論調が存在し、すべての機関や関係者が御用報道に徹しているわけではもちろんない」(白井二〇一三、一五)と述べる一方で次のようなメディア批判を行っている。

「とはいえ、支配的報道姿勢が『変化』を促す側に立っているのか、それともこの『侮辱』の体制の維持に加担しようしているのかという座標軸から見ると、多くの報道機関は後者に軸足を置いていることは明白である。……事実として『客観報道』など存在していない。」(同)

白井は原発事故、あるいは原発再稼働という具体的な問題についてもメディアの報道姿勢を批判している。例えば、二〇一四年一二月の衆議員選挙の重要な争点としてすえられていない点について、『毎日新聞』の「特集ワイド…街場の争点 二〇一四衆院選…東京・銀座、光にかすむ『福島』の現実」(樋口淳也)という記事の中

で、「有権者の多くは、一歩間違えれば日本が滅亡するかもしれない、事故の重大さを理解していないのではないのでしょうか」(二〇一四年二月一日、夕刊)と述べた。続けてメディアにも触れながら以下のように論じている。

「背景にはさまざまな問題があります。まずは政党・政治家。原発のような重要な政策を変えるには断固たる政治勢力が必要。なのに、野党第一党の民主党ですら対立軸を示せず、その役割を果たしていません。次にメディア。政権や政治家が本当はどのような原発の将来像を抱いているのか。知りたいのに報じられていません。エリート層も、例えば、大学で原発事故の深刻さをきちんと伝えられる人はわずかです。」

さらに、『朝日新聞』の「オピニオン」における特集「言論空間を考える、拡散する排外主義」(二〇一四年二月二〇日)の中では、日本社会の未成熟さを指摘した上で、次に示すようにかなり厳しいメディア、あるいはジャーナリズム批判を展開している(聞き手・高橋純子)。

「(日本社会という)『子ども』を成熟に導くには本来、メディアの役割が重要です。しかし残念ながらいま大方が『子ども』相手の商売に精を出している。『嫌中・嫌韓』本が多く出版され、テレビは『日本人はすごい』をアピールする番組を山ほどつくっています。メディアの非力さは、権力との関係でも露呈しています。新聞社やテレビ局の幹部が、首相とたびたび会食しているのはおかしい。民主制にとって決定的に重要なのは公開性です。そのような常識を、日本の政治家は欠いているのではないか。だから記者は政治家と個人的関係を築いて情報を得ようとし、『内輪』のサークルが出来あがっている。……日本の政治にとってもジャーナリズムにとっても害悪でしかない、いびつな『内輪』文化

を変えざるべきです。」(カッコ内引用者)

メディア、あるいはジャーナリズムが権力エリートの一部を構成しているがゆえに、その「内輪」の論理に従ってしまい、批判力を失っているという白井の批判は、それほど新鮮なものではなく、ジャーナリズム論においては多くの論者に通底する問題意識となっている。ジャーナリズムを含めた権力批判には既視感を覚えるという評価については、白井自身が次のように述べている。それは、「そう、古い話です。しかし、この話がずっと新しいままであり続けたことこそが、戦後の本質です」というものであり、この点に関しても白井は十分自覚しながら持論を展開しているのである(注(6)参照)。

4 考察

戦後日本社会の歴史認識の問題を包括的、かつ正面から取り上げた二冊の本、『敗戦後論』と『永続敗戦論』が全国紙の『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』においてどのように論じられてきたかについて概観してきた。また、これらの本の著者である加藤典洋と白井聡の発言にも言及してきた。以下では、前述した公共圏に関する論議を参照しながら、ジャーナリズムと歴史認識という問題について、これらの記事に関して、あるいはそれを通じて考察を試みることにしたい。

戦後日本社会における歴史認識は、加藤も言うように「内向きの自己」改憲派・保守」と「外向きの自己」護憲派・革新」という対立図式によって描かれる場合が多かった点は広く認められてきた。知られるように、各々の立場を代表する言論機関として『読売新聞』(あるいは『産経新聞』)と『朝日新聞』が存在してきた。ちなみ

に、『毎日新聞』は「憲法改正を前提とはしないが、憲法を時代や環境の変化にあわせて常に見直しの論議はすべき」という「論憲」という立場を採用している。

そこでまず問題にしたいのは、こうした全国紙がはたして公共圏としての機能を果たしているかということである。先に示した斎藤の整理によるならば、公共圏の特徴としては、「だれでもアクセスしうる空間であること」が必要である。ここで言うアクセスというのは、メディア・テキストとしての新聞記事に対して、社会の構成員であるオーディエンスが自由にアクセスしうるという意味と捉えることができる。この最低限の要件は日本の新聞（全国紙）は満たしてきたと言える。

ただし、公共圏をめぐる論議では、社会の構成員がその中で自由に発言すべきという規範的見解も頻繁に示されてきた。すなわち、一般市民がメディア・テキストの生産の担い手として機能すべきというのである。この点に関しては、マス・コミュニケーションという社会過程の特質、そしてすべての記事に関してマス・メディア組織の「編集」作業が加わることから、オーディエンスが直接的にメディア・テキストの生産者になる可能性は一般にはきわめて低いと言える。

次に問題になるのが、「異質な価値」が新聞紙面で表明されたか否かという点である。この点に関して、『敗戦後論』と『永続敗戦論』がどのように論じられてきたかを見るならば、書評欄、識者のコメントでの言及、いくつかの特集記事における記者の「編集」の仕方（加藤と白井のインタビュー記事も含め）については、加藤と白井の主張が様々な観点から論じられ、評価されていることがわかる。したがって、これらの書物に関する評価を通じて、特に歴史認識をめぐっては「異質な価値」が新聞記事というテキストを通じて表明されてきたという見方をとることは可能と思われる。

ただし、「何らかのアイデンティティが制覇する空間ではなく、差異を条件とする言説の空間であること」と

いう公共圏の条件に関しては、より踏み込んだ検討が必要となると思われる。というのも二冊の本とも、「内向きの自己」改憲派・保守」と「外向きの自己」護憲派・革新」という、戦後日本社会においては主流であった二分法図式、およびこれら二つの主張のいずれに対しても批判を加え、その見直しの必要性を前面に掲げ、あるいはそれを出発点として議論を進めているからである。この点を考慮するならば、これら二冊の本について、あるいはそれらを通して歴史認識の問題を論じることは、従来の二分法図式を超えた様々な差異を生み出す、もしくはそうした差異の存在を認識させる作業につながるはずである。

さらに、新聞読者、あるいはこれらの本の読者は、こうした記事や書物に触れることで、歴史認識や戦後日本社会に関する固定観念が揺さぶられ、変化する可能性が高まったとも言えよう。こうした変化は、一時的には歴史認識に関する種の混乱を社会に生じさせることになるかもしれない。しかしながら、この種の社会的な混乱は、硬直した従来の二分法図式に変更を迫り、かつその再構成する契機になると評価することも可能である。

ただし、歴史認識に関するこうした動きが生じるためには、ジャーナリズムに加え一般市民、あるいは一般のオーディエンスが問題意識を共有し、ジャーナリズムが主たる担い手となる公共圏に対し様々な形態で関与することが求められるのは当然である。ちなみに、公共圏が作動する必要条件として「情報や意見が公表される手段が存在するだけでなく、一般市民が十分な教育を受け、豊富な情報を有し、社会的な関心が高いこと」、そして「豊富な情報をもとに、自由に意見表明が行われた結果としての世論」の存在が指摘されている (McQuail 2013, 20)。メディア政治、ポピュリズム、大衆民主主義 (マス・デモクラシー) が支配的な現実社会においては、こうした条件が十分満たされることは稀である。いわゆる「市民社会」の成立が容易でないことは周知の通りである。それゆえに、専門職業のジャーナリズム、その構成員としてのジャーナリストの社会的な重要性が繰り返しばれてきたと言える。

こうした問題とは別に、既に述べたように、日本国民と死者（戦没者）との関係について、加藤は「共同性」から脱し、「公共性」の次元に移し替えることという主張を展開する。公共圏論の中で言及されてきたこれら二つの言葉（あるいは概念）、すなわち「共同性」と「公共性」を鋭く対比させながら、加藤は『敗戦後論』の中で新たな歴史認識の視座を提示しようとしたのである。近代社会は、「共同性」を基盤とする「国民共同体 (national community)」あるいは国民的アイデンティティの上に成立してきた。むろん、戦後日本社会もその例外ではない。というよりも日本社会における強固な国民文化の存在は、「共同性」の強さの程度が高いことを示していると言つてよい。

そして、マス・メディアを中心とした戦後日本のジャーナリズムが、「共同性」を構築し、再生産するのにきわめて重要な役割を担ってきた。ここで再度確認するならば、加藤が指摘するように、歴史認識に関する論議においても、『読売新聞』と『産経新聞』、すなわち「改憲派・保守」が「靖国の死者」と、『朝日新聞』と『毎日新聞』、すなわち「護憲派・革新」が「他国の二千万の死者」と、各々「共同的」な関係を結んできたというわけである。

こうして加藤の見解は、前述したように、歴史認識に関して硬直した姿勢をとり続けるジャーナリズムに対する批判へと展開されることになる。白井にしても、日本のジャーナリズムが「侮辱」の体制の維持に加担しているという鋭い批判を各所で繰り返して行ったことはすでに述べた通りである。これらの批判を受けながらも、いずれの全国紙も『敗戦後論』と『永続敗戦論』が提起した問題や視座、そしてその著者に対しては強い関心を示し、記者自身、あるいは有識者の言葉を掲載することで、その主張の意義と重要性は認めてきたのである。

しかしその一方で、いずれの新聞も歴史認識の問題に関しては、加藤と白井という二人が展開した持論、すな

わち歴史認識に関する根本的な見直しの必要性という問題に関しては、より踏み込んだ評価を行うことはしていない。

その原因ははたしてどこに求められるのであろうか。第一に、いずれの全国紙も戦後日本社会の「共同性」の域から踏み出すことに慎重な姿勢をとり続けてきたから、という回答を示すことはできよう。日本のジャーナリズムの主流においては、歴史認識については、今もなお「慣性（イナーシア）」（辺見庸）が支配していると言えるのかもしれない。

それに関連して、第二に、日本の言論や市民意識が参照すべき、あるいは拠って立つべき「公共性」を探究することに躊躇してきたという回答を示すことも可能であろう。「内向きの自己」改憲派・保守」の場合、自らの歴史認識に固執し、日本社会の共同性を最優先することは、戦後日本社会の「繁栄と平和」、それを支えてきた価値観それ自体を否定することになりかねないからである。他方、「外向きの自己」護憲派・革新」の場合、アジアのみならず国際社会において支配的な歴史認識を尊重し、日本が引き続き「平和国家」として歩んでいくべきという主張にしても、日本の安全保障に関する具体的な提案に結実することはまれであり、例えば沖縄基地問題に関しても有効な代案を示すことができないからである。こうした間隙を直視し、それを埋めようとしたのが、加藤と白井の論考なのである。

朝日・読売両紙をはじめ日本の新聞は、歴史認識の問題に関しては非常に多くの紙面をさき、社説でも繰り返して論じてきた。⁽⁷⁾ その点からすれば、この問題に関しては公共圏としての機能を一定程度果たしてきたという評価はできる。しかし、そこでの報道、解説、論評が「共同性」の枠を脱することに成功したかという点、それに関しては、現段階では必ずしも肯定的な評価を下すことは困難なのである。

- (1) この問題を考えるうえで参考になるのは、「主に公益の枠内で活動する、あるいは活動することが想定されているシステムとしての公共サービス放送」(B. Casey et al. 2002, 185) に関する概念と実践であろう。
- (2) 『読売新聞』が掲げた「憲法改正試案のポイント」のうち、歴史認識の問題と直接かわらぬと思われるのは、「第三章 安全保障」の項目であるが、これらについては以下のような説明が付されている(『読売新聞』一九九四年一月三日)。
- ・「第三章 安全保障」の、第一のポイントは、現行憲法の第九条第一項を、一部、表現を変えたただけで、基本的には踏襲したこと。……その一方で問題になっていた第九条第二項を廃止し、代わりに第十一条で、自衛のための組織の保持を明確にした。現行憲法では、第九条第二項の冒頭にある「前項の目的を達するため」が、侵略戦争か、あるいは、自衛戦争も含む広く戦争全体の否定を指すのか、が必ずしも明確でなく、結果的に、自衛力の保持さえもが禁じられている、との解釈を生む原因となった。この点、改正試案は、自衛のための組織の保持を明文化。これにより、わが国が個別的、集団的両自衛権を保持していることが、より一層、明確になろう。
- (3) 憲法をめぐる「ねじれ」に関して、加藤は「平和憲法には、武力に負けた結果与えられたという矛盾がある。その『汚点』を抑圧するうち、護憲派にはいつしか自分たちで制定したかのような感覚が定着していることを、九一年の湾岸戦争反対の文学者署名運動で感じた。一方、改憲派の欺瞞の起点は、昭和天皇の戦争責任の放棄の問題だ」と述べている(『「ねじれ」の構造を壊すために』加藤典洋氏に聞く)『朝日新聞』一九九七年九月一六日、夕刊)。
- (4) 加藤は、自らが提示した「公共性」論に関して、ハンナ・アーレントとの対比から次のように述べている。「アーレントは私的なものを否定し、公的なものが人間の社会を作ると評価する。しかし僕の考えだと私的なものは公的なものよりも広い。私性の上に立ち、もう一度、公共性を編み直すというのが僕の考えになる。」(『敗戦後論』加藤典洋氏に聞く／下文学の核心は「可能性」『毎日新聞』一九九七年八月一四日、夕刊)。
- (5) 実際、この種の観点からは、次のような批判的な論評が加えられている。「加藤もまた韓国や中国との謝罪問題がこじれるのは日本人の謝罪の仕方に問題があると考えている。しかし実は謝罪問題がこじれるのは、韓国や中国の国内的な政治問題が作用しているのだが、加藤にはそれが全然見えていない。……日和見主義だ。明らかに加藤の思

考は、一国平和主義的な「独断のまどろみ」のなかにとどまっている。謝罪問題のコジレは、韓国や中国のナショナリズムの問題抜きには語れないことを、加藤は知るべきである。」〔『斜断機』戦後民主主義者・加藤典洋〕『産経新聞』一九九八年七月二七日。

(6) ただし、「永統敗戦」については、「言葉は新しいですが、要は日本は戦争責任を果たしていないという、いつものあの議論ですね」（『朝日新聞』二〇一三年七月三日）という問いかけにもあるように、この概念によって提起された問題は必ずしも新しいものではない。この質問に対し、白井は「そう、古い話です。しかし、この話がずっと新しいままであり続けたことこそが、戦後の本質です」と、後述するメディア批判と同様に答えている。

(7) 日本社会の文脈において、この問題に関しては、やはり二〇一四年に生じた「朝日誤報問題」に触れておくべきであろう。

『朝日新聞』は二〇一四年八月五日、六日の朝刊で「特集、慰安婦問題を考える」を掲載した。同年九月二二日、木村伊量社長（当時）は記者会見の中で「朝日新聞は八月五日付朝刊の特集『慰安婦問題を考える』で、韓国・済州島で慰安婦を強制連行したとする吉田清治氏（故人）の証言に基づく記事について、証言は虚偽と判断して取り消しました」と述べるに至った（朝日新聞社ホームページ）。

この誤報問題に関して、『読売新聞』は八月六日の社説の中で「正しい歴史認識を持つとう。疑問なのは、「強制連行の有無」が慰安婦問題の本質であるのに、朝日新聞が「自由を奪われた強制性」があったことが重要だと主張していることだ。正しい歴史認識を持つためには、あくまで真実を究明することが欠かせない」と主張した。ここでの論理立ては、「吉田証言」の誤りが明示されたことで、日本政府や日本軍による強制連行は否定され、それにより慰安婦問題に関する『朝日新聞』の見解は覆され、その結果『朝日新聞』などによって主張されてきた歴史認識も誤りであることが示された、というものである。

また『毎日新聞』は八月七日の社説において、「朝日新聞が慰安婦問題に関する過去の自社報道を検証し、一部に誤りがあったと認めた。慰安婦問題は歴史認識を巡って鋭く対立する日韓関係の最大の懸案だ。不確かで行き過ぎた報道がこの問題を冷静に議論する場を奪ってはならない」と述べた。論調はやや異なるものの、ここでも「慰安婦問題」に関する誤報が歴史認識をめぐる日韓両国の差異を増大させ、関係悪化を招いたという見解が示された。

このように「吉田証言」をめぐる「朝日誤報問題」は、本稿で述べてきた歴史認識問題と密接に関わるものである。この問題に関しては、私自身、大石裕(二〇一四)、そして池上彰ほか(二〇一五)といった文献や論文の中で論じたので、参照されたい。

参考文献

- アレント、ハンナ(一九五八―一九九四) 清水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫。
- 池上彰・大石裕ほか(二〇一五)『ジャーナリズムは甦るか』慶應義塾大学出版会。
- 石田雄(二〇〇〇)『記憶と忘却の政治学』明石書店。
- 大石裕(二〇一四)「激しい誤報批判の底流にある戦後の価値観を問い直す動き(特集:朝日新聞問題を考える)」『ジャーナリズム』二〇一四年二月号(朝日新聞社)一七五―一八三。
- 加藤典洋(一九九七)『敗戦後論』講談社。
- 斎藤純一(二〇〇〇)『公共性』岩波書店。
- 白井聡(二〇一三)『永続敗戦論―戦後日本の核心―』太田出版。
- 高橋哲哉(一九九九)『戦後責任論』講談社。
- ハーバードマス、ユルゲン(一九九〇―一九九四) 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換(第2版)』未来社。
- 花田達朗(一九九六)『公共圏という名の社会空間』木鐸社。
- 藤岡信勝(一九九六)『汚辱の近現代史』徳間書店。
- Casey, Bernadette et al. (2002) *Television Studies: The Key Concepts*. Routledge.
- McQuail, Dennis (2013) *Journalism and Society*. Sage Publications.